

○摂津市協働のまちづくり推進委員会規則

令和 7 年 3 月 31 日

規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、摂津市協働のまちづくり推進条例（令和 7 年摂津市条例第 2 号）第 13 条第 6 項の規定に基づき、摂津市協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、生活環境部自治振興課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。